

## 会議録

会議の名称	平成19年度 第4回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成19年 9月 26日(水曜) 13時 から 15時 まで
開催場所	田無庁舎5階 502会議室
出席者	(出席者) 森田会長、梅村副会長、猪原委員、神山委員、齋藤委員、古川委員、阿委員、小川専門委員、寺澤専門委員 (事務局・職員) 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 大川、児童青少年課長 伊藤、保育課長 大久保、保育課保育係長 神谷、子ども家庭支援センター長 宮村、子育て支援課主幹 鈴木、子育て支援課調整係長 荒木、調整係主事 矢部、後藤
議題	1 委員委嘱 2 諮問 ・税制改正に伴う保育料の見直しについて(諮問) ・西東京市学童クラブ育成料等について(諮問) 3 審議 ・税制改正に伴う保育料の見直しについて 4 報告事項 ・今後の審議日程について
会議資料の名称	(1) 委員名簿(平成19年9月26日現在) (2) 税制改正に伴う保育料の見直しについて(諮問)写 (3) 西東京市学童クラブ育成料等について(諮問)写 (4) 保育料関係資料
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名 発言内容	大川 子育て支援課長 平成19年度第4回目の審議会を始めさせていただく。本日、第4期の子ども福祉審議会の委員委嘱の授与を行いたい。まずはじめに、市長から挨拶をお願いしたい。  坂口市長 本日は、公私ともご多忙のところ、子ども福祉審議会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃より西東京市の市政運営、特に子育て支援、青少年の健全育成事業にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。さて、このたびは第4期の「西東京市子ども福祉審議委員」をお引き受けいただき重ねて御礼申し上げます。本市の各種子育て支援事業は、平成16年2月に策定した子育て支援計画「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」に基づき実施しています。この計画は平成16年度から平成25年度の10年間にわたります。中

期計画の初年度にあたり、今年4月に計画の基本理念の一つである「子どもの権利の実現」を具体化すべく、本審議会に「子どもの権利に関する条例の策定について」を諮問させていただきました。新しい委員の皆様にも、なお一層充実したご審議をお願いいたします。また本日は、新たに2件について、諮問をさせていただきます。これらについても、本市の子育て支援施策の安定的運営にとって重要な課題であるため、ご審議の程よろしくお願いいたします。

本年7月には組織改正を実施し、児童青少年部を子育て支援部に改め、母子保健事業、母子自立支援事業を部に統合しながら、子ども家庭支援センターを課として独立させるなど子育て支援体制のより一層の充実強化を図ってきました。皆様に本市のこのような状況をご理解いただき、審議会委員をお務めくださいますようお願い申し上げます。挨拶いたします。

大川 子育て支援課長

ありがとうございました。では、引き続きまして第4期の子ども福祉審議会委員の委嘱をさせていただきます。

新委員の委嘱【市長より委嘱状の授与】

大川 子育て支援課長

委嘱された委員の皆様にご自己紹介をしていただきたい。

委員自己紹介

大川 子育て支援課長

子ども福祉審議会条例に基づき、会長、副会長を互選いただきたい。

会長・副会長の互選

森田会長・梅村副会長より挨拶

森田会長

第4期目を向かえました。今期には全体像を確立し、次の期へ引き継いでいけるよう、西東京市の子ども福祉に関わる様々な制度を審議していきたい。子どもの権利に関する条例と、こどもの総合支援センターの開設、これが今期の大きな課題ですので皆様のお力をお借りしながら頑張りたい。

梅村副会長

前回より引き続き、副会長を務めます。当初、医師という立場で福祉全体を見渡すのは難しいことだったが、審議会に携わり市のシステムについて知ることができた。理念としての子どもの権利に関する条例の策定と、具体化するためのこどもの総合支援センターの開設、この2年間は重要である。よろしくお願ひしたい。

大川 子育て支援課長

それでは、諮問を行いたい。

坂口市長より諮問

「税制改正に伴う保育料の見直しについて（諮問）」

「西東京市学童クラブ育成料等について（諮問）」

大川 子育て支援課長

保育料の見直しについては、利用者の意見を聞く必要があるため、専門委員として審議に加わっていただく。市長より、専門委員2名の委嘱を行う。

専門委員2名の委嘱【市長より委嘱状の授与】

専門委員2名自己紹介

大川 子育て支援課長

それでは審議をお願いしたい。

以下、審議

森田会長

審議に入ります。諮問は2件ある。まず「保育料の見直し」を審議し、終了してから「学童クラブ育成料」の審議に入ることとする。本日からの審議は保育園保育料について。

今まで、国の所得税が大きく見直されることは少なかったが、今回大幅に制度が変更した。保育園の保育料は、国の所得税を基準に決定する仕組みであるために、大きな影響を受ける。それが、今回の諮問に至る経緯です。

いま、福祉や教育に関わる様々な事務や仕組みが、国から地方自治体へ移譲されてくる時代。地方自治体の事業や主体的な選択権が増えるため、国の所得税を減らし、地方自治体に入る住民税を増やすという、今回の制度改正。これもいわゆる三位一体の改革の税源移譲の一つである。

保育料は、国が決定する所得税に基準を定めている。税源が地方自治体に移譲されても、だからといって保育料を住民税にリンクさせる法整備にはなっていない。すると、所得税のしくみ自体が変わると、それに基準をあわせた保育料徴収基準額それ自体が、沿わなくなる。そこで今回、徴収基準額を見直したい、そのような諮問内容です。

審議会ではこれまで、田無市と保谷市が合併し、お互いの徴収金額や基準が異なっていたのを整備し、国が定めている保育料（徴収金）の、約50%を保護者から徴収できるようにしようというルールを確認して、平成16年度から3年間かけて保育料改定を実行してきた。昨年度、その仕組みを完成させたところだった。そうしたら今回、基準となる所得税のしくみ自体が変更してしまったため、また見直さないと50%ルールが崩れてしまう。どうすべきか、審議会で議論したい。

一方でこの税源移譲の問題は、保育料だけでなく、所得税を基本（ベース）に設定されている様々な徴収金制度や使用料に影響がでることが予想されるのである。

諮問にあたり、保育課で資料を作成してもらった。説明をいただきたい。

大久保 保育課長

資料(4)の説明（以下、要約）

三位一体の改革とは（国の構造改革）、

(1)国庫補助負担金の見直し（削減）

(2)国から地方への税源移譲

(3)地方交付税の見直し

三位一体改革による保育関係経費の影響は、

(1) 保育所運営費負担金における、公立保育園分の廃止（平成 16 年度）

国庫・都費負担金は私立保育園分のみ。平成 15 年度の公立保育園分の 2 億 9400 万円の国庫負担金歳入、1 億 4700 万円の都費負担金歳入が平成 16 年度に皆減。

(2) 地方交付税交付額の大幅な減額

このような国からの減額を補強するために、国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲が行われた。所得税が減額され、その結果、所得税を基準に算出している保育料にも影響がでてくる。この税制改正に伴う保育料の減額を防ぎ、今年度同等の保育料を確保するためには、同世帯の所得階層区分を維持することが必要であるため、審議会に諮問した。新たな階層区分案については現在検討中。次の審議会で提示予定。本日は、税制改正に伴う保育料の見直しを行わなかった場合に、どのような影響が出るか説明したい。

資料(4)1 ページ【保育園運営費と保育料の関係について】

保育園運営費：実際にかかる経費ではなく、あくまで国が定める、保育の実施に要する費用として用いる理論上の数値（保育単価×入所児童数）。

保育単価：国が毎年定めている月額単価

国徴収金：国が全国一律に定めた保育料のこと。国が定めたこの保育料のうち、実際にいくらかを保護者から徴収し、自治体がいくら負担するかは、その自治体に任されている（保護者負担額+自治体負担額=国徴収金）。

保護者が負担する保育料と、国が定めた保育料（国徴収金）の割合を、国基準徴収割合という。国の基準額どおりに徴収する自治体は、ほとんどない。東京都内、26 市では概ね国基準の 50%程度に妥当性を見出している。東京都は他の道府県と比較し国基準徴収割合は低く設定している傾向。

保育料については、審議会で平成 15 年度に審議いただき、平成 16 年からその後 3 年間かけて、西東京市で国基準徴収割合を 50%目途に段階的に改定してきた。3 年経過した結果、平成 18 年度の国基準徴収割合は 49.6%となった（国基準徴収金（1）：936,267,070 円、保護者負担（2）：464,480,800 円。結果、（1）に占める（2）の割合は 49.6%）。なお、今年度については、50%を若干上回るのではと予想している。

資料(4) 2 ページ（上）【負担割合について】

保育園経費（理論上算出された保育所運営費）が、どのような負担割合（財源割合）になったか、平成 18 年度を円グラフで示した。円グラフの、保育料と市持ち出し分を足したものが国徴収金（国が定める保育料）です。

運営費総額から、保育料と市持ち出し分（国徴収金）を引いた残りの経費については、1/2 が国負担、1/4 が東京都の負担、1/4 は市の負担となる（法定負担）。

資料(4) 2 ページ（下）【国基準額に対する保育料割合の推移】

平成 15 年度に審議会で見直しをはかってから、3 年間かけて段階的に保育料を改正した結果を示した。

資料(4) 3 ページ【所得税について】

税制改正に伴う所得税の税額表（新旧）を掲載した。

3 ページと 5 ページを用いて、旧税率と新税率では、実際の保育料にどのくらい差がでるか、説明したい。

例) 課税される所得金額が、父親 300 万円、母親 150 万円(3 歳未満児、第 1 子)世帯では、

**旧税率の場合**

父親 旧税率 10% 所得税額 30 万円

母親 旧税率 10% 所得税額 15 万円

世帯の所得税額 45 万円

保育料：D10 階層 39,500 円(月額)

**新税率の場合**

父親 新税率 10% + 控除額 所得税額 20 万 2500 円

母親 旧税率 5% 所得税額 7 万 5000 円

世帯の所得税額 27 万 7500 円

保育料：D8 階層 31,500 円(月額)

結果、この世帯の場合は階層で 2 段階の差、料金に 8,000 円の差が生じてくる。

資料(4) 4 ページ【平成 19 年と平成 20 年の階層比較】

世帯の所得が変化しないことを前提に、税率表の変化によって、市全体で保育料階層区分にどのくらい影響がでるか算出した。減収見込み額は約 4600 万円。所得が変化しなくても税率が変化することで、同世帯にも関わらず階層区分は 1 段階又は 2 段階下がり、市全体で多額の影響額(減額)となる。

森田会長

今回の審議会では、新しい基準表(案)を提示していただくが、わからない点は質問をしてください。

齋藤委員

約 4600 万円の減収というシミュレーションであった。この収入額だとすると、平成 20 年度の国基準徴収割合はどのくらい(%)と予想されるか?

大久保保育課長

実は、平成 20 年度の国基準額はまだ示されていないため、詳細に試算できない。示されていれば割合(%)が算出でき、議論しやすいのだが。例年 12 月頃に示されるため、現段階では、それも想定しながら、検討していかなければならない。

森田会長

今までは、国基準額に大幅な変更はなかったはずですね。

大久保保育課長

はい。定率減税の廃止になった際に若干変更があった程度です。

齋藤委員

国の税源移譲にリンクして、この国基準額も見直されることはないのか、なぜなら、この税源移譲の問題は全国どこでも起こっている事態かと。全市区町村同じ問題に直面しているはず。

森田会長

税源移譲は全国共通の問題ですが、保育料は、料金設定の仕方が各自治体ごとに様々であ

るので単純に国基準額が変更するとは予測できない。また、所得税を基準にする他の料金体系についても見直しが必要だし、税源移譲自体も、どうなっていくか今のところわからない。自治体としてみれば、税原移譲がなければ、このままでは歳入が減少していくわけですね。市立保育園の場合でいえば、運営経費は交付税算定で自治体に一括して入ってきますから、保育所に目的を限定した形での国・東京都の費用（負担金）は出されていないわけです。

大久保保育課長

三位一体の改革で、平成 16 年度に市立保育園の国庫・都費負担金がなくなる際、国の説明では、一般財源化といって、地方交付税のなかに算入するということでした。交付税という形で自治体に入ってくる、確かにそうなのですが、一方で、地方交付税というのは中身が見えにくい。実際に算入しているのかどうか、不明確な部分もある。そこで、平成 15 年度と平成 16 年度の普通交付税の額を見ると、西東京市は約 10 億円の減額となっている。一般財源化された保育所運営費負担金が、この中に算入されているという理屈ではあるが、市全体の交付税は減っている。このような状況です。

森田会長

保育料の見直しに関して、国基準徴収割合 50%を守ることを基本に考えておき、もし 12 月以降、国基準徴収金に大幅な変更があれば、その際は再度見直すという、従来の考え方を恒習する方向でいいか、議論したい。

齋藤委員

例えば資料(4)【平成 19 年度と平成 20 年度の階層比較】では、市全体で約 4600 万円の減額影響がある。ただし、この全体の影響額だけで、保育料基準額を変更するという説明は不十分では。というのは、保護者の所得は毎年同じとは限らず、また、児童の年齢によっても保育料は推移するため、単純比較はできない。よく見れば、D6 階層の影響額が大きい（D6 階層に対象児童が多いため）との傾向から、階層ごとの分析も必要だろう。

森田会長

そうですね。また、今回の税源移譲による保育料見直しをしないとすると、平成 20 年度の保護者の保育料が下がる。それを次年度（平成 21 年度）税源移譲分を修正しようと保育料を見直し、保育料を上げるのは、説明がとても難しいですね。国基準徴収金のうち、50%は保護者から徴収するというコンセンサスを得られているわけですし。また一方で、見直しをしないと、平成 20 年度は約 4600 万円、市に赤字を出すという一面もあり、市全体の徴収という別の面も視野に入れられないといけない。

梅村委員

素朴な疑問ですが、国税と地方税の割合が変わるということは、市の財源は、増えるのではないのですか？地方税が増えるのだから、その財源で、減額分を賄えばいいのではと、単純に考えてしまうのだが。

森田会長

ところが、前述の保育課長からの説明のように、市の財源は増えてはいない。

齋藤委員

50%を守るような形で歳入確保する場合、同じ所得なら去年の保育料より上がらないようにシュミレーションしてほしい（全体として 50%確保されれば良いというやり方ではなく、階層ごとに分析し、保育料が値上げになる階層が出ないように）。

森田会長

その考え方を、審議会で決めておけばいいのでしょうか。  
国基準徴収割合が約 50%になるよう、まずは市にシュミレーションしていただき、議論したい。そこで原則を確認し、答申を出したい。その後、もし国の徴収金が大幅に変更になれば、再度、審議会の場で議論すべき、そのようにしたい。

齋藤委員

平成 19 年度と平成 20 年度を比較して、各階層ごとで、保育料が高くなる世帯がないかどうか確認ができれば良い。

森田会長

専門委員の方々はいかがでしょう。今年度と来年度の所得が同じだった場合に、保育料が上がらないように、現在の西東京市の保育料基準表を見直すという方法で。どの階層でも、上がることをないようにシュミレーションするということで。

齋藤委員

折中案として、来年度は 50%ではなく 45%の徴収割合でも良い、その差は市が補填するという考え方もあるが、どうか。

森田会長

その方法だと、前述のとおり、制度変更の影響で一度下がってしまった保育料を、また次年度以降に 50%に戻すために、市は段階的に上げていかねばならない。もちろん、保護者にとって保育料が安いに越したことはないが、保育園を利用できていない方、西東京市の全ての市民にとって、不平等感が出る。それゆえ、50%という決めたルールを守る議論がいいのではないか。

古川委員

私は、税制改正に伴って発生する減額分を、保護者負担 50%に戻せるような見直しの方法が、一番自然だと思う。保護者や市民の理解も得られる。50%に沿って見直し、その後に国の徴収変更があった場合には、その時点でまた見直し、そのようにシンプルに考えたほうが市民にとってもわかりやすい。

齋藤委員

この件に関して興味があって、来年度の保育料が下がると言ってくる保護者はいますか？

大久保保育課長

今のところはいませんが、このままでは保育料は下がるのでは、という感覚を持たれている方はいらっしゃるかと。

森田会長

専門委員の方々の周りではいかがでしょう。

寺澤専門委員

あまり聞きません。私自身は保連協（保育園連絡協議会）でこの話を聞いた。その際に、保育料は所得税を基準に決められいたのだと改めて認識した。

小川専門委員

本日の議論とは関係ないが、先ほど森田会長から、保育園に入っていない多くの人の話があったので、それに関連して、待機児対策として、市内に新しい保育園ができる可能性はないのでしょうか？

大久保保育課長

西東京市では、保育園を新たに作る計画はない。

齋藤委員

市は、民間委託の方向性。市直営で保育園を作ろうという方針がないのが事実。

大久保保育課長

施設の増設はないが、計画的に市立保育園を建替え民間委託することで、定員の増員を図っている。例えば、来年度は市立西原保育園を建替え、再来年度から定員を20名程度増やしたいと考えている。一昨年、昨年度と同じように市立保育園を建替え公設民営とし、定員を増やしている。建替え工事には約3億円以上の費用がかかっているが、例えば保育園の増設だと10億円以上の費用がかかってくる。西東京市は、低年齢児に待機児童が多いという特徴があるので、施設の建替えによる低年齢児の受け入れを拡大するという方法が、待機児対策としては効果がある（0歳児受け入れの開始と、1・2歳児の受け入れ枠の増）。

森田委員

保育料の基本的な考え方に戻ります。

次年度も同じ世帯・同じ所得とした場合に、ほぼ同じ保育料の額とする方向で見直し、今年と同様、保護者からの徴収率50%を確保できるようなシュミレーションをつくる。その後、国の徴収基準額が大幅に変更したら、そのときに再度議論するというので、よろしいでしょうか。また、階層ごとに大きな差が出ないように考慮していく。ただし、国の階層区分は4区分しかないのに、これを市で細分化して保育料を設定・構築しているため、階層によっては、少し難しい面もでてくる場合もある。原則は、保育料値上げではなく、制度の変更です。

次回、保育課に原案を出していただく。

審議終了

以下、報告事項

森田会長

今後の審議日程、

10月4日（木曜）：子どもの権利に関する条例（学習会）、

10月30日（火曜）：保育料の見直し審議（本日の続き）

11月6日（日程のみ確定）

二谷子育て支援部長

第4期の子ども福祉審議会の委員の皆様、専門委員の方々、本日はお忙しい中、議論いただき有難うございました。様々な課題がございますが、皆様のご協力をいただきまして進んでまいりたい。今後ともよろしくお願いいたします。

以上にて終了